介護老人福祉施設サービス料金表

口利用者負担第1~3段階以外で、1割負担の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	4,139円	4,210円	4,287円	4,360円	4,431円
⑦居住費(月額)概算(④×30日)	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	124,170円	126,300円	128,610円	130,800円	132,930円

口利用者負担第1~3段階以外で、2割負担の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	5,497円	6,070円	6,686円	7,268円	7,832円
③サービス利用に係る自己負担額 (1)-2)	1,375円	1,518円	1,672円	1,817円	1,959円
④居住費(日額)	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	4,826円	4,969円	5,123円	5,268円	5,410円
⑦居住費(月額)概算(④×30日)	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	144,780円	149,070円	153,690円	158,040円	162,300円

口利用者負担第1~3段階以外で、3割負担の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	4,810円	5,311円	5,850円	6,359円	6,853円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	2,062円	2,277円	2,508円	2,726円	2,938円
④居住費(日額)	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	5,513円	5,728円	5,959円	6,177円	6,389円
⑦居住費(月額)概算(④×30日)	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円	60,180円
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	165,390円	171,840円	178,770円	185,310円	191,670円

~ 介護保険負担限度額認定者(第1~3段階)のサービス利用料金表 ~

口利用者負担 第1段階:例)生活保護·老齢福祉年金受給者等(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	820円	820円	820円	820円	820円
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	300円	300円	300円	300円	300円
6自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	1,808円	1,879円	1,956円	2,029円	2,100円
⑦居住費(月額)概算 (④×30日)	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
9自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	54,240円	56,370円	58,680円	60,870円	63,000円

□利用者負担 第2段階:例)所得+年金合計が80万円以下の者等(原則介護度3以上の方が入所対象者)

一个时间有关性 对上代件	1 . bi//ii b. i A. w		00万円以下の有守(体別月段及0次上の力が7八月内第七)			
要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円	
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円	
③サービス利用に係る自己負担額 (1)-2)	688円	759円	836円	909円	980円	
④居住費(日額)	820円	820円	820円	820円	820円	
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	390円	390円	390円	390円	390円	
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	1,898円	1,969円	2,046円	2,119円	2,190円	
⑦居住費(月額)概算(④×30日)	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	56,940円	59,070円	61,380円	63,570円	65,700円	

口利用者負担 第3段階①:例)所得+年金合計が80万円超120万円以下の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①一②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	650円	650円	650円	650円	650円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	2,648円	2,719円	2,796円	2,869円	2,940円
⑦居住費(月額)概算(④×30日)	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円
9自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	79,440円	81,570円	83,880円	86,070円	88,200円

No.3

口利用者負担 第3段階②:例)所得+年金合計が120万円超の方(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,872円	7,588円	8,358円	9,085円	9,791円
②うち、介護保険から給付される金額	6,184円	6,829円	7,522円	8,176円	8,811円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	688円	759円	836円	909円	980円
④居住費(日額)	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
⑤食 費(日額) (食材料費及び調理費用相当分)	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
⑥自己負担基準 日額 (③+④+⑤)	3,358円	3,429円	3,506円	3,579円	3,650円
⑦居住費(月額)概算(④×30日)	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円
⑧食 費(月額) (⑤×30日) (食材料費及び調理費用相当分)	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円
⑨自己負担基準 月額 (③×30+⑦+⑧)	100,740円	102,870円	105,180円	107,370円	109,500円

【加算について】

~ □		算料金をご負担いただく場合があります。(1単位:10.54円)
	①まどか園の入所者のうち、要介護4、5又は、認知症日常生活自立 働省の定める基準を満たし、かつ、介護福祉士の資格を有する介記 日常生活継続支援加算 II:1日につき	
	②-ア 常勤の看護師を配置している場合 看護体制加算 I ロ:1日につき	4単位
	②-イ 入所者25名に対し看護職員1名の割合以上の看護職員を配置 看護職員体制加算IIロ:1日につき	:し、かつ、看護職員との24時間連絡体制が整備されている場合 8単位
	③施設の定める夜間の時間帯(18:00~翌朝10:00)に働く職員数の 夜勤職員配置加算IIロ:1日につき	平均が、厚生労働省の定める基準を満たした場合 18単位
	④夜勤時間帯に喀痰吸引等の実施が出来る看護·介護職員を配置し 夜勤職員配置加算IVロ:1日につき21単位	している場合 21単位
	⑤-ア 理学療法士等が入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計 個別機能訓練加算 I:1日につき12単位	画的に機能訓練を行っている場合 12単位
	⑤-イ 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、得 個別機能訓練加算 II:1月につき	られた情報の活用を行った場合 20単位
	⑥ 外部の理学療法士等が施設に訪問し入所者毎に個別機能訓練計 生活機能向上連携加算:1月につき	計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合 200単位 (⑤を算定している場合は100単位)
	⑦ご契約者が、若年性認知症入所者(介護保険施行令(平成10年政 て法第7条第3項に規定する要介護状態となった入所者をいう)に 若年性認知症入所者受入加算:1日につき	In the Harden Dr 1989 C. A. D. C.
	⑧常勤の医師を1名以上(厚生労働省の基準による)の人員を配置し 常勤医師配置加算:1日につき	た場合 25単位
	⑨精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行れ精神科医師定期的療養指導:1日につき	oれている場合 5 単位
	⑩-1 入院および外泊された場合 入院・外泊時費用:1日あたり (その日の翌日から6日間(当該入院および外泊が月をま	246単位 たぐ場合最大12日間))を限度
	⑩-2 居宅に外泊を認め、施設より居宅サービスを受けた場合 外泊居宅費用:1日あたり (その日の翌日から6日間(当該入院および外泊が月を	560単位 (⑪-1を算定している場合は算定できない) またぐ場合最大12日間))を限度
	①新規入所された場合、もしくは30日を超えて入院した後に施設へ原 最初の30日間について初期加算:1日につき	見られた場合 30 単位
	①入所者が入院し、入所時と栄養管理が異なる場合、施設の管理栄 栄養管理の調整を行った場合	
	再入所時栄養連携加算:再入所時1回のみ	200単位
	(3)管理栄養士を定められた員数を配置し、食事の観察を定期的に行報を厚生労働省に提出し、得られた情報を活用した場合 栄養マネジメント強化加算:1日につき	ったうえで、食事の調整を行い、入所者ごとの栄養状態等の情11単位
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	引けた管理が行われた場合 28単位 (180日を限度)
	⑤-ア 経口により食事を摂取されているが、摂食機能障害を有し、誤、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき第 経口維持加算 I:1月につき	
	⑤-イ 上記②-アを算定している場合であって、協力歯科医療機関の原 摂取を支援するための会議に参加した場合 経口維持加算Ⅱ:1月につき	医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚師が、継続的な経口 100単位
	⑥-ア 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に対し、入所 月2回以上管理を行うこと。また介護職員に具体的な技術的助 口腔衛生管理加算 I:1月につき	

た場合 口腔衛生管理加算Ⅱ:1月につき 110単位

□ 16-イ 16-アに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、有効な実施のために必要な情報を活用し

□ ⑪主治医から発行された食事箋に基づき、ご利用者の病状等に応じて療養食が提供された場合

療養食加算:1食につき6単位(1日3食を限度とする)

	医師が施設の求めに応じ早朝(6-8)・夜	友間(18-20)、深夜(22-6)に施設に訪問し入所者	の診察を行	うった場合、ただし、看	護
	加算(Ⅱ)を算定していること 医師緊急時対応加算:1回につき 、	早朝	月-夜間:650単位	/	深夜:1300単位	
□ 19-ア [‡]	看取りに関する指針に基づいた介護体 看取り介護加算Ⅰ	制において看取り介護 :死亡前31日以上45 :死亡前4日以上30日 :死亡前日及び前々日 :死亡日	日以下 1以下	でいた介 72 単位 144 単位 680 単位 1280 単位		
	雪取りに関する指針に基づいた介護体 医師緊急対応加算の施設基準に該当す 看取り介護加算Ⅱ		日以下 1以下	でいた介記 72単位 144単位 780単位 1580単位		置
	嗕瘡発生と関連のあるリスクについて、 カ活用し、褥瘡ケア計画を作成をした♪ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ:1月	こで、褥瘡がある場合	その評価結果等の情報 3単位	8を厚生労(動省に提出 し、情報を	有
	嗕瘡発生と関連のあるリスクについて、 有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした 褥瘡マネジメント加算Ⅱ:1月	た上で、褥瘡がない場合		を厚生労働	動省に提出し、得られた	た情報を
	非泄に介護を要する入所者に、多職種 情報を提供し、得られた情報を活用して 排せつ支援加算 I : 1月に	ている場合	作成し、計画に基づきす 10単位	を援し、厚生	三労働省にその評価結	果等の
	②-アの評価により軽減が見込まれるおおむつの使用がなくなった場合 排せつ支援加算II:1月に		は利用開始時と比較して 15単位	、排尿もしく	(は排便の状態が改善	又は、
ロ ②-ウ	①ーア及びイに掲げる排尿もしくは排/ 排せつ支援加算皿:1月に		むつの使用がなくなった 20単位	:場合		
	が、入所者ごとに、自立支援に係る医 支援計画は3月に1回見直しを行い、医 自立支援促進加算:1月 1	学的評価の結果等の情				
	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔*に提出し、サービス計画にあたっては、 科学的介護推進体制加算 I:	得られた情報を活用し		犬況等に係	る基本的な情報を厚め	主労働省
□ ②-イ	③-アに加えて、入所者ごとの疾病状系 科学的介護推進体制加算Ⅱ:	記等の情報を、厚生労働 1 月につき	物省に提供している場合 50 単位			
□ ⑭外部	の研修を受けた担当者が配置され、旅 安全対策体制加算:入所初日		を設置し、組織的に安全 20 単位	:対策を実放	をする体制が整備され	ている場合
	復帰支援機能、在宅・入所相互利用、 表以外に厚生労働省の定める基準 に			合には事情	前にご通知いたします)
O,	『生労働省の定める基準において、介記 介護福祉士の職員が100分の35以上 当する場合					
	サービス提供体制加算(I):	1日につき	22単位			
□ 26-2 I	戦員の総数のうち、介護福祉士の占め サービス提供体制加算(Ⅱ):		上である場合 18単位			
	昼生労働省の定める基準において、介記では、介証を表示して、介証を表示しています。 すービス提供体制加算(Ⅲ):	以上の職員の占める割				員の占
	®サービス提供体制加算は、①日常: れかひとつを算定します。	生活継続支援加算・26-	サービス提供体制加算((I)·(I)·	(Ⅲ)を重複して請求・	せず、
- 1	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以 以上配置の上、専門的な認知症ケアを 断的指導に係る会議を定期的に開催し 認知症専門ケア加算(Ⅰ):1	・実施し、当該事業所の している場合				
	②・アの要件を満たし、かつ、認知症介の上、介護、看護職員ごとの認知症ケ認知症専門ケア加算(Ⅱ):1	アに関する研修計画を				等を実施

③介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を
策定し、介護職員処遇改善計画書を作成して都道府県知事に届け出る場合
介護職員処遇改善加算(I):1月につき <u>所定単位数</u> の 83/1000 単位
 介護職員処遇改善加算(Ⅱ):1月につき所定単位数の 60/1000 単位

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ): 1月につき所定単位数の 33/1000 単位
②上記26-(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定の上、介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施に関する

計画を策定し、介護職員特定処遇改善計画書を作成して都道府県知事に届け出る場合
■ 介護職員特定処遇改善加算(I):1月につき所定単位数の 27/1000 単位
□ 介護職員特定処遇改善加算(II):1月につき所定単位数の 23/1000 単位

⑩別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出る場 合

■ 介護職員等ペースアップ等支援加算:1月につき所定単位数の 16/1000 単位

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1日あたり・食事代も含む)をいただきます。

要介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当りの費用	10,323円	11,039円	11,809円	12,536円	13,242円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、上記「**要介護1」の**金額(1日あたり・食事代も含む)をご負担いただきます。

契約者が使用するユニット型居室の提供

当施設の居室は国の基準による個室になっておりますので、予め定められたお部屋の使用料 (居住費2,006円)をご負担いただきます。お部屋の形や向き等が異なっていても一律としています。

介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された額となります。

ただし、ご契約者が入院し、かつ〈サービス利用料金(1日あたり)〉⑧の入院外泊加算期間が終了後も入院している場合には、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、1日につき居住費2,006円をご負担いただきます。

貴施設より介護福祉	貴施設より介護福祉施設サービス利用料金について、説明をうけました。				
令和	年月日				
契約者	住所				
	印 <u>氏名</u>				
身元引受人	住所				
	印 氏名				